

議事要旨(4) のれんの償却に関するリサーチ・ペーパー

冒頭、関口常勤委員よりリサーチ・ペーパー「のれんの償却に関するリサーチ」（以下「本リサーチ・ペーパー」という。）について、審議資料に基づき説明があった。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - のれんの償却に関するアンケート調査を実施するにあたって、質問票を送付した企業はどのように選定されたのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- アンケート調査の対象は必ずしも統計的に抽出したものではなく、大手の企業を中心に任意に選定した旨の回答があった。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 大規模な企業結合の場合には、取得企業と被取得企業との間のシナジーが発現するのに時間を要する場合があることを踏まえると、遡増償却法による償却方法がのれんの効果が発現するパターンに適合する場合があるため、これを今後のリサーチの中で検討することに賛成である。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本リサーチ・ペーパーには、のれんの償却期間を決定する要因について、日本基準がどのように定めているかについてより詳細に記載した方が良いのではないか。
 - のれんに関する一般的な効果の発現パターンを踏まえると、遡増償却法により、のれんの減価が適切に捕捉されるのかについて、やや疑問を感じる。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- のれんの償却期間を決定する要因に関する日本基準の定めは、本リサーチ・ペーパー第 8 項に記載しているが、追加で記載すべきものがあるかどうかについては確認したい旨の発言がされた。

最後に、関口常勤委員より、本日の委員会における意見を踏まえて本リサーチ・ペーパーを修正し、最終化していく旨の説明がなされ、字句等の修正は委員長に一任することを前提に、本リサーチ・ペーパーの公表が了承された。

以 上